

連携中枢都市圏構想の推進について

総務省自治行政局市町村課課長 海老原 諭



新たな「圏域」づくり

集落生活圏の維持

広域圏域の形成

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

▶ 持続可能な集落活性化の ため、基幹集落中心に「集落 <u>ネットワーク圏」(小さな拠点)</u> を形成。

具体的な支援

- ▶ 地域産業の振興と日常生活 機能の確保の取組をハード・ ソフト両面から支援し、定住 環境を整備。
- ▶ 集落の組織力を高めるため、 地域おこし協力隊や集落支 援員などを拡充。
- 「小さな拠点」の形成 により「集落生活圏」 を維持
- ※「集落生活圏」・・・自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一連の地域(地域再生法)。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

▶ 中心市(人口5万人程度以上) と近隣市町村が連携し、地方 圏における「定住の受け皿」 を形成。

> ※宣言中心市数:116市 ※協定締結等圏域数:94圏域 (H27.8.1現在)

具体的な支援

全国的に進んでいる<u>医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組</u>や、 ニーズが高まっている産業 振興、移住・交流など圏域の 活性化に向けた取組を支援。

※ 平成27年度にこれまでの取組成果に ついて検証を行い、その検証結果も踏まえ 今後、取組に対する支援策を検討すること としている。

地方圏の人口流出を 食い止める 「ダム機能」の確保

連携中枢都市圏の形成

意義

▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において 市町村が連携して、「連携中枢都市圏」を形成。

- ※具体的な都市(圏)は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を 行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する 都市(圏)*は対象とする
 - (*全国で61市が該当(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、 ②昼夜間人口比率おおむね1以上)

役割

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
- ② 高次の都市機能の集積・強化
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

実現手法

- > 連携協約の導入
- ▶ <u>先行的なモデル</u>を構築する事業を実施(約1.3億円)
- > 今後、**圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果た** していくため、国としてさらに積極的に支援。

(平成27年度予算 2.0億円)

- → 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、地方交付税 措置を実施。
 - 「一定の圏域人口を有し活力ある 社会経済を維持するための拠点」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏 概念が「連携中枢都市圏」に統一された。



「連携中枢都市圏」の形成

施策概要•目的

○重複する都市圏域概念を新たな都市圏に統一 ○地域連携による経済・生活圏の形成を推進し、 「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維

2020年KPI

- 〇地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、全ての対象都市圏が形成されるよう努める
- ○地方版総合戦略を踏まえ、「連携中枢都市圏」の圏域数の目標を設定
- 〇地方公共団体自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関 連機能に関する成果目標を設定

施策イメージ

持するための拠点」づくりを行う

L	ルビス				
ſ	名称	地方中枢拠点都市圏	高次地方都市連合	都市雇用圏	連携中枢都市圏
ı	担当省	総務省	国土交通省	経済産業省	総務省·国土交通省·経済産業省
	目的	地方圏において、相当の規模と中核性 を備える圏域の中心都市が近隣の市 町村と連携して、集約とネットワーク化 の考え方に基づき、「経済成長のけん 引」、「高次の都市機能の集積」及び「生 活関連機能サービスの向上」を積極的 に果たすことにより、いわば「地方が踏 みとどまるための拠点」を形成する	堆	トで研究するため、研究 者及び政策担当者が幅 広く利用できる新しい都 市圏設定基準を提案	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域に おいて市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化 により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・ 強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うこと により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏 域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠 点を形成する
	市町村の 連携手法	連携協約の締結	自治体同士の連携協約を条件 とするか等の具体的な制度設計 は今後の検討事項	-	「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律 や施策に基づき必要となる手続も活用
l	実 績	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中	なし	_	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中
	対象の条件 等	61都市(圏) (①政令指定都市、新中核市、 ②昼夜間人口比率おおむね1以上 を満たす都市を中心とする圏域)	60~70箇所程度(想定) (2010年時点で中心市人口10万 人以上かつ交通1時間圏域人口 30万人以上の都市圏が61箇所 あるとの試算結果を踏まえ想 定) (三大都市圏の11都府県を除ぐ)	によって設定 (2)郊外都市を中心都市 への通勤率によって 設定	来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討 を行った上で確定させる なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該 当する都市(圏)は対象とする

工程表(主要)

緊急的取組	27年度	28年度以降
〇関係省庁の支援策(案)の明示	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の検討	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計 など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、 人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① <u>**圏域全体の経済成長のけん引**</u> 産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援等
- ② <u>高次の都市機能の集積・強化</u> 高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備等
- ③ <u>圏域全体の生活関連機能サービスの向上</u> 地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ <u>地方自治法を改正</u>し、地方公共団体間の柔軟な 連携を可能とする<u>「連携協約」の制度を導入</u> (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度は、<u>連携中枢都市圏形成の準備に向けた</u>
 <u>支援</u>を行い、<u>先行的なモデルを構築</u>するため、
 国費による事業(9事業)を実施
- ▶ 平成27年度も、国費により支援(12事業)
- <u>平成27年度から</u> 地方交付税措置を講じて全国展開 を図る
- > 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョン の策定



は、都市圏を形成している団体(4団体)

は、平成26年度モデル事業実施団体のうち、 まだ都市圏を形成していない団体(5団体)

は、平成27年度促進事業実施団体(12団体)

八戸市

旭川市



連携協約について

連携協約とは

- 「地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担 を定める協約」(地方自治法第252条の2)
- ・ 平成26年の地方自治法改正により導入

ポイント① 政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

- ・ 従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み(例:ごみ処理等を一部事務組合により、 公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等)。
- → 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能(例:圏域全体のまちづく りの方向性。医療サービスの提供に当たっての基本的な方針と役割分担。地域包括ケアシステムの構築に 当たっての基本的な方針と役割分担。)。
- → 政策の共有を実現することができる。

ポイント② バイ(1対1)で連携協約を締結

- 複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれバイ(1対1)で連携協 約を締結(合同行為でなく双務契約)。
- → バイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー(重層的) 構造。
- → 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。



連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

- 1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する 包括的財政措置
- (1)連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置
- ①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・ 強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定/例:圏域人口75万で約2億円)

②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政 措置。1市当たり年間1 2億円程度を基本として、 人口・面積等を勘案して上限額を設定

- (2)連携市町村の取組に対する特別交付税措置 1市町村当たり年間1.500万円を上限
 - 2. 外部人材の活用に対する財政措置(特別交付税)
- 圏域外における専門性を有する人材の活用 上限700万円、最大3年間の措置

3. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置 ファンド形成に一般単独事業債を充当(90%)、 償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ (例:融資比率35%→45%)
- 4. 個別の施策分野における財政措置
- (1)病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置 病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する 特別交付税措置(措置率0.8、上限800万円)
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の 拡充(措置率0.6→0.8)
 - 5. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の 算定要素の追加
 - ・辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能



連携中枢都市圏構想推進要綱の概要①

1. 要綱の趣旨

○ 連携中枢都市圏(以下「都市圏」という。)構想の目的及び趣旨を明確にした上で、都市圏形成に向けて市町村の行うべき手続き等を定めるもの

連携中枢都市宣言



連携協約の締結



都市圏ビジョン の策定

※ 都道府県・総務省は、必要に応じて助言及び支援



連携中枢都市圏構想推進要綱の概要②

2. 都市圏構想の目的及び趣旨

- <u>人口減少・少子高齢社会</u>にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して 快適な暮らしを営んでいけるようにするため、<u>地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中</u> 心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市 機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会 においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する
- 地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、 <u>市町村合併を推進するためのものではない</u>
- 〇 シティリージョンの形成

<u>都道府県境を越えて、民間事業者を巻き込む形</u>で<u>都市圏が相互に連携</u>する、<u>より広域的・複層的</u>な連携の形成も歓迎



連携中枢都市圏構想推進要綱の概要③

- 3. 連携中枢都市宣言 ⇒ 都市圏形成のキックオフ
- 〇 地域において相当の規模と中核性
 - ①指定都市又は中核市
 - ②昼夜間人口比率おおむね1以上(合併の場合は、人口最大の旧市の値がおおむね1以上も対象) を備える圏域の中心都市が、近隣市町村と連携して、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済を けん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有することを表明
- 〇 連携中枢都市宣言書への記載事項
 - ① 圏域全体において中心的な役割を担うとともに、近隣市町村の住民に各種サービスを提供する意思
 - ② 圏域の現在の人口と将来推計人口
 - ③ 圏域内の都市機能の集積・強化の状況及び利用状況
 - ④ 近隣市町村と連携することを想定する分野
 - ⑤ 連携中枢都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村の名称
 - ⑥ ⑤のほか連携中枢都市と連携する意思を有する市町村の名称



連携中枢都市圏構想推進要綱の概要4

4. 連携協約の締結⇒ 圏域の政策の将来的な方向性が確定

- 〇 連携中枢都市と連携市町村(※)が、<u>圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定</u> ※連携市町村:連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を 有する市町村(主に通勤通学10%圏内の市町村)のうち、連携協約を締結するもの
- 〇 連携協約への規定事項
 - ① 連携協約を締結する連携中枢都市及び連携市町村の名称 ② 都市圏形成の基本的な目的
 - ③ 基本方針:連携中枢都市及び連携市町村が、様々な分野で連携を図る旨
 - 4 連携する取組
 - ≪各役割に応じた取組≫

ア 圏域全体の経済成長のけん引

- a 産学金官民一体となった経済戦略の策定 b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進
- c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 d 戦略的な観光施策

<u>イ 高次の都市機能の集積・強化</u>

- a 高度な医療サービスの提供 b 高度な中心拠点の整備·広域的公共交通網の構築 c 高等教育·研究開発の環境整備
- ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
 - A 生活機能の強化に係る政策分野
 - a地域医療 b介護 c福祉 d教育・文化・スポーツ e土地利用 f地域振興 g災害対策 h環境
 - B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 - a 地域公共交通 b ICTインフラ整備 c 道路等の交通インフラの整備・維持
 - d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 e 地域内外の住民との交流・移住促進
 - C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
 - a 人材の育成 b 外部からの行政及び民間人材の確保 c 圏域内市町村の職員等の交流
- ⑤ 連携中枢都市の市長と連携市町村の長は、定期的な協議を行うこと



連携中枢都市圏構想推進要綱の概要(5)

- 5. 都市圏ビジョンの策定 ⇒ 産学金官民一体となった圏域の具体的取組を確定
- 〇 連携中枢都市が、<u>連携協約に基づく具体的取組(期間・規模)</u>について、近隣市町村との協議を経て決定
- 圏域内の関係者の意見を幅広く反映させるため、<u>産学金官民の関係者を構成員とした「連携中枢</u> <u>都市圏ビジョン懇談会」</u>において検討

≪構成員≫

- ・産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等の代表者
- ・地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等
- 〇 ビジョンへの記載事項
 - ① 都市圏及び市町村の名称
 - ② 都市圏の中長期的な将来像
 - ③ 都市圏形成に係る連携協約に基づき推進する具体的取組(総事業費や各年度の事業費等の見込み)
 - ④ 具体的取組の期間(おおむね5年)
 - ⑤ 成果指標(KPI: Key Performance Indicator):地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関するもの



連携中枢都市圏構想推進にあたっての論点①

政令指定都市又は中核市を中心とする圏域(旧地方中枢拠点都市圏:61圏域)における取組を進めるにあたり、説明会や現地での意見交換会等を通じて得た意見や質問は以下のとおり。

① 合併のしこり

- 近隣市町村においては、「再び合併の話につながるのではないか」との警戒心。
- 大きな合併を行った中心市において、「合併後5年、10年経過してもなお、<u>旧市町村における住民</u> サービスの向上が大きな課題であって、近隣市町村のことまで考える余裕はない」との声。

② 連携する事業が思い浮かばない

- 「圏域全体の経済成長のけん引」にあたって、<u>圏域としてのポテンシャルや特徴の把握が十分にできていない</u>。
- 産業振興や観光施策を行うにあたり、都道府県との役割分担が不明確。
- 中心市において、「中心市における住民サービスが不十分であることから、<u>近隣市町村のためのサービス展開を考えるまでの余裕がない」との声。</u>

③ 近隣市町村の中心市に対する思い

- 「中心市だけが活性化するのではないか」との疑念。
- 『コンパクト化』について、「圏域の中心部のみに機能を集約し、住居スペースも中心部に集めるのではないか」との警戒感や連携中枢都市圏構想への誤解。
- 中心市に対する対抗心から、『近隣市町村』としての扱いに不満。
- 「近隣市町村の住民サービスの向上のために<u>中心市が財政支出・支援ができるのか、あるいは議会</u> の了解が得られるのか」との疑念。



連携中枢都市圏構想推進にあたっての論点②

④ 中核市への移行

- 連携中枢都市となり得る市が未だ中核市となっていない都市圏では、中核市への移行が前提。
- <u>中核市移行に向けた課題やスケジュールなどについて</u>、先行団体の取組を紹介すること等により、<u>理</u> 解の促進が必要。

⑤ 個別の事務についての課題

- 福祉・医療、都市計画等、個別の分野・事務について、<u>広域連携を行うにあたっての課題を一つ一つ検</u> 討・解決していくことが必要。
- <u>都道府県からの権限移譲</u>について意識をしている圏域もあるが、現時点では本格的な検討にまで至ってない。